ショートステイ(介護予防)利用料金表 (1日あたり)

《 送迎加算を含まない、又、介護職員処遇改善加算は小数第一位を四捨五入で計算 》

≪多床室≫ 令和5年8月1日から

		介護費 ①	サービス提供体制強化加算(I)	機能訓練体制加算	小計 (①~③) ④	介護職員処遇 改善加算(I) ④×8.3%	加護城員寺处 遇改善加算 (I) ④×2.7%	介護職員等ベース アップ等支援加算 ④×1.6%	食 費	居住費	計
	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	300	0	0
要	" (福祉年金等)					40	13	8	300		839
支	第2段階(所得80万円まで)	446	22	12	480				600	370	1,509
援	第3段階(1)(所得80万円超120万円以下)								1,000		1,909
1	第3段階(2)(所得120万円超)								1,300		2,209
	第4段階(課税世帯)								1,445	855	2,839
_	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	300	0	0
要	" (福祉年金等)	555	22	12	589	49	16	9	300		963
	第2段階(所得80万円まで)								600	370	1,633
	第3段階(1)(所得80万円超120万円以下)								1,000		2,033
2	第3段階(2)(所得120万円超)								1,300		2,333
	第4段階(課税世帯)								1,445	855	2,963

≪従来型個室≫ 令和5年8月1日から

○ に 木王 旧王 / 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1											
		介護費 ①	サービス提供体制強化加算(I)	機能訓練体制加算	小計 (①~③) ④	介護職員処遇 改善加算(I) ④×8.3%	进改善加算 (I) ④×2.7%	介護職員等ベース アップ等支援加算 ④×1.6%	食 費	居住費	計
要 支援 1	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	300	320	320
	" (福祉年金等)	446	22	12	480	40	13	8			1,159
	第2段階(所得80万円まで)								600	420	1,559
	第3段階(1)(所得80万円超120万円以下)								1,000	820	2,359
	第3段階(2)(所得120万円超)								1,300		2,659
	第4段階(課税世帯)								1,445	1,171	3,155
要支援2	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	300	320	320
	"(福祉年金等)	555	22	12	589	49	16	9	300		1,283
	第2段階(所得80万円まで)								600	420	1,683
									1,000	820	2,483
	第3段階(2)(所得120万円超)								1,300	020	2,783
	第4段階(課税世帯)								1,445	1,171	3,279

特別養護老人ホーム木崎野荘

^{| 「}東中校順(終成正所) ※上記金額は、1割負担の場合です。各利用者の負担割合により変わる場合もございます。 ※疾病治療の観点から管理栄養士や栄養士が管理する療養食を提供した場合に1回8円の加算になります。